ワンポイント会計基準

vol.330 企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表について

2025 年 10 月 16 日に企業会計基準委員会より「企業会計基準第 37 号「期中財務諸表に関する会計基準」等が公表されました。

企業会計基準委員会は、2022 年 12 月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、四半期開示の見直しとして、上場企業について金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）上の四半期開示義務（第 1・第 3 四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び開示義務が残る第 2 四半期報告書を半期報告書として提出することが示され、2023 年 11 月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号）が成立し、金融商品取引法が改正されることから、企業会計基準委員会は 2024 年 3 月に企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 33 号」という。）及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 32 号」という。）を公表しました。

期中会計基準等は、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することとしました。

当該原則を採用した場合に会計処理に影響が生じる可能性のある項目は、企業会計基準適用指針第 32 号において経過措置として定められた項目であるため、個別に検討を行いました。当該個別に検討を行った項目は、次の項目です。

1. 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法
2. 一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理

1. 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法（期中適用指針第 4 項、第 7 項及び BC11 項から BC19 項）

期中会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れ及び期中会計期間末における棚卸資産の簿価切下げについては、期中洗替え法によることとしました。ただし、期中適用指針の適用前に企業会計基準適用指針第 32 号又は企業会計基準適用指針第 14 号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができることとしました。この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に期中適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、減損処理後の帳簿価額又は簿価切下げ後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用することとしました。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記することとしました。

2. 一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理（期中適用指針第 3 項、第 31 項、BC8 項から BC10 項、BC21 項及び BC22 項）

(1) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理

期中会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高について、次のように算定することができることとしました。

ア　一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、期中会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができます。

イ　期中において前年度の貸倒実績率等から著しい変動があり見直しを行った場合に、当該見直しを行った後の期中会計期間末において見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられるときは、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができます。

(2) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる期中会計期間末における未実現損益の消去にあたっては、期中会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算することができることとしました。また、次のように計算することができることとしました。

ウ　前年度から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、前年度の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができます。

エ　期中において損益率の見直しを行った場合には、当該見直しを行った後の期中会計期間末から取引状況に大きな変化がないと認められるときは、見直した損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができます。

以上